

【抜粋】

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

平成7年3月27日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成7年条例第8号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条～第11条 省略

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

第12条 法第7条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の用に供する事務所、事業場及び施設の付近見取図及び写真
- (2) 積替え保管施設がある場合は、市長が別に定める書類、図面及び写真
- (3) 申請者が事業の用に供する事務所、事業場及び施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類
- (4) 事業計画の概要を記載した書類
- (5) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (6) 申請者が個人である場合は、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (8) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し並びにその法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (9) 申請者が法人である場合は、役員(法第7条第5項第4号ニに規定する役員をいう。第18条第2項第4号において同じ。)の名簿、住民票の写し並びに当該役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (10) 申請者に使用人(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の7に規定する使用人をいう。第18条第2項第5号において同じ。)がある場合は、当該使用人の住民票の写し並びに当該使用人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (11) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の名簿及び住民票の写し並びにこれらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合は、その登記事項証明書)
- (12) 申請者が業を行うに際し従事する者の名簿
- (13) 本市が発行する完納証明書(完納証明書を取得できない場合で、申請者が個人であるときは直前1年の所得税の申告書の写し又は直近1年度の住民税の申告書の写しとし、申請者が

法人であるときは直前1年の事業年度における貸借対照表及び損益計算書とする。)

(14) 申請者が産業廃棄物処理業又は他市町村における一般廃棄物処理業の許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し

(15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 法第7条第6項の規定により市長の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(第4号様式)に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号、第3号から第11号まで及び第13号に掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める書類等

(一般廃棄物処理業の許可の基準)

第13条 法第7条第1項の規定による許可の基準は、同条第5項各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請者が個人の場合は、市内に住所又は事業所を有すること。

(2) 申請者が法人の場合は、市内に事業所を有すること。

(3) 収集又は運搬に使用する車両は、次の要件(し尿及び浄化槽汚泥を事業範囲とする場合はアに掲げる要件に限る。)のいずれにも適合していること。

ア 収集運搬車両の両側面に業者名(個人の場合で通称名を使用している場合は通称名)を明確に表示していること。

イ 収集運搬に使用する車両の色は、市が家庭系一般廃棄物の収集に使用する車両と異なる色であること。

(4) 積替え又は保管を行うときは、市長が別に定める基準に適合していること。

(5) し尿及び浄化槽汚泥を事業範囲とする者は、松山市生活排水処理基本計画に適合していること。

2 法第7条第6項の規定による許可の基準は、同条第10項各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の用に供する施設が次のいずれにも該当する区域に設置されていること。

ア 松山市石手川流域に係る水道水源の水質保全に関する条例(平成8年条例第30号)第6条第1項に規定する水源保護区域以外の区域

イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域又は同法第8条第1項第1号の準工業地域、工業専用地域若しくは工業地域

(2) 事業の用に供する施設が次のいずれかに該当していること。

ア 法第8条第1項の許可を受けていること。

イ 法第15条の2の4第1項の届出を行おうとする者で、法第15条の2第5項の検査を受け、当該施設に関する計画に適合していると市長が認めていること。

ウ 法第8条第1項の許可を受けた者又は法第15条の2の4第1項の届出を行っている者から事業の用に供する施設を借り受けて当該許可を受けようとする場合は、法第9条の5第1項の許可を受けていること。

(3) 処理された一般廃棄物が再生利用されることが確実である事業計画であること。

(4) し尿及び浄化槽汚泥を事業範囲とする者は、松山市生活排水処理基本計画に適合していること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準に適合していること。

(一般廃棄物処理業の変更許可の申請)

第 14 条 法第 7 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第 5 号様式)に、第 12 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の届出等)

第 15 条 法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出は、一般廃棄物収集運搬業変更届(第 6 号様式)又は一般廃棄物処分業変更届(第 7 号様式)に、次に掲げる書類等を添付して行わなければならない。

- (1) 事業の全部若しくは一部を廃止したときは、当該事業に係る許可証
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 2 条の 6 第 1 項各号に規定する事項を変更したときは、第 12 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる書類等のうち、変更事由に該当するもの

2 一般廃棄物収集運搬業者が収集又は運搬に使用する車両(し尿及び浄化槽汚泥の事業範囲にのみ使用する車両を除く。)を廃止した場合は、前項の届出書に、第 22 条の規定により当該車両に対し交付された車両用標識(第 8 号様式)を添付して市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業者の遵守事項)

第 16 条 一般廃棄物収集運搬業者は、第 13 条第 1 項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項(し尿及び浄化槽汚泥を事業範囲とする者は、第 5 号に掲げる事項に限る。)を遵守しなければならない。

- (1) 排出者からの収集又は運搬を行う度に、次に掲げる事項を記載した書面を排出日ごとに作成し、当該廃棄物の運搬を行っている間は常に運搬車両に備え付けるとともに、職員から提示を求められた場合は提示すること。

ア 収集運搬業者名、担当者名及び収集日

イ 排出者名

ウ 収集場所

エ 廃棄物の内容

オ 収集量

- (2) 家庭系一般廃棄物の収集又は運搬を行う際には、排出者ごとに家庭ごみ排出者証明書(第 9 号様式)を排出者の確認を得て作成し、分別された廃棄物の種類に応じて、市長が定める処分先へ提出すること。
- (3) 収集又は運搬に使用する車両の右扉に、第 22 条の規定により当該車両に対し交付された車両用標識を掲示すること。
- (4) 積替え又は保管の許可を受けた者は、市長が別に定める事項
- (5) 収集又は運搬に使用する車両、設備及び施設を他人に貸与しないこと。

2 一般廃棄物処分業者は、第 13 条第 2 項に掲げる事項のほか、市長が別に定める事項を遵守しなければならない。

(一般廃棄物処理業者の実績報告)

第 17 条 一般廃棄物収集運搬業者は、毎年 6 月 30 日までに、前年度の収集運搬の実績に関する報告書を市長に提出しなければならない。

2 積替え又は保管の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、別に定めるところにより、収集運搬又は処分の実績に関する報告書を市長に提出しなければならない。

3 し尿及び浄化槽汚泥の事業範囲については、前 2 項の規定は、適用しない。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第 18 条～第 21 条 省略

(許可証の交付)

第 22 条 市長は、次の表の左欄に掲げる規定により許可をしたときは、当該許可を受けた者に対し、許可の区分に応じ、同表の右欄に掲げる許可証及び車両用標識を交付する。

法第 7 条第 1 項又は法第 7 条の 2 第 1 項(一般廃棄物収集運搬業の範囲に限る。)	一般廃棄物収集運搬業許可証(第 13 号様式)及び車両用標識
法第 7 条第 6 項又は法第 7 条の 2 第 1 項(一般廃棄物処分業の範囲に限る。)	一般廃棄物処分業許可証(第 14 号様式)
法第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項	一般廃棄物処理施設設置・変更許可証(第 15 号様式)
浄化槽法第 35 条第 1 項	浄化槽清掃業許可証(第 16 号様式)

(許可証の再交付)

第 23 条 前条並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 10 条の 2、第 10 条の 6、第 10 条の 14、第 10 条の 18 及び第 12 条の 5 に規定する許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、当該許可証を破り、汚し、又は失った場合は、廃棄物処理業等許可証再交付申請書(第 17 号様式)に、破り、又は汚したときはその許可証を添付して市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証等の返還)

第 24 条 許可業者は、当該許可証に係る許可の効力が消滅したときは当該許可証及び車両用標識を、前条の規定により許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは当該許可証を市長に返還しなければならない。

第 25 条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を送付し、又は提出することによって行うものとする。

法第 9 条の 3 第 4 項ただし書の通知	一般廃棄物処理施設設置等届出内容相当通知書(第 18 号様式)
法第 19 条の 11 第 3 項の規定による閲覧の請求	最終処分場台帳閲覧請求書(第 19 号様式)

(委任)

第 26 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。